

令和2年4月21日

保護者の皆様

秋田県立秋田中央高等学校  
校長 尾形 徳昭

新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休業措置の延長および  
臨時休業中の留意事項について（お願い）

日頃、本校の教育活動に対し、ご理解ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、政府より新たに本県を含む40道府県の全域を対象に、緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、秋田県においては緊急事態措置が講じられ、知事からの要請を受けて、教育庁は県立学校を4月21日から5月6日まで臨時休業としました。本校ではすでに臨時休業期間中でしたが、これに伴い、臨時休業期間を、5月6日まで延長しますのでお知らせいたします。

つきましては、この期間、生徒の皆さんには、感染予防のため、不要不急の外出を避け、規則正しい生活を心がけていただき、ご家庭におかれましては、引き続き毎日のお子様の健康管理についてお願いいたします。なお、本校ホームページに、健康状態記録用紙を添付しましたので、ダウンロードしてご使用ください。

また、屋内で過ごす日々が続く、ストレスを多く抱え精神的に不安定になることも考えられます。お子様の心のケアについてもよろしくご願ひいたします。

保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

◆臨時休業中、次の点について願ひします。

1 感染防止について

- ・不要不急の外出を控えてください。
- ・手洗い、うがいをこまめに行ってください。
- ・咳エチケットを心がけてください。

2 家庭での生活について

- ・毎日の検温、風邪症状の有無の確認・記録を願ひします。（本ホームページに掲載の健康状態記録用紙をダウンロード・印刷してご使用ください。）
- ・免疫力を保持するため、次のことを心がけてください。  
①規則正しい生活 ②十分な睡眠 ③バランスのよい食事 ④適度な運動
- ・適切な学習時間を確保するとともに、SNSやインターネットゲーム等を長時間にわたって行うことがないように留意してください。
- ・家族に県外から帰省した人がいる場合には家庭内でもマスクを着用するなど感染防止に十分な配慮を願ひします。
- ・事故等があった場合や、生徒本人及び家族に感染が疑われるような場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、速やかに学校にご連絡ください。

◆秋田中央高等学校	018-845-0921
◆あきた帰国者・接触者相談センター	018-866-7050(24時間受付)
〃	018-895-9176(9時～17時)